

御宿台区自治会規約

1（名称と構成）

この組織の名称は、御宿台区自治会（以下「会」という）とする。

会は、御宿台住宅地内の住宅所有者（非定住者を含む）および居住者（借家人を含む）をもって構成する（以下、住宅所有者と居住者を併せて「構成員」という）。

2（目的）

会は、御宿台住宅地の快適な住環境の維持・向上と生活利便の確保に努めるとともに、住民相互の親睦をはかる。

3（事務所及び活動内容）

会は、「千葉県夷隅郡御宿町御宿台49番地 御宿台集会所内」に事務所を置き、その目的達成のため、以下の活動を行う。

- ①行政区としての役割と必要な活動
- ②維持管理費の適切な運用と管理、およびその他必要な事項に関する株式会社西武リアルティソリューションズ（以下「西武」という）との協議
- ③防災と防犯活動
- ④民生活動
- ⑤文化行事とサークル活動の支援
- ⑥会報の発行
- ⑦その他

4（総会）

会は、議決機関として総会を置く。

（1）総会は毎年4月中の原則として土曜日に開催する年次総会と必要に応じて開催する臨時総会とする。

（2）総会の招集は、会長が運営委員会と協議の上、同年3月31日時点で議決権を有する構成員に対して行う。

（3）総会は、委任状を含め議決権を有する構成員の過半数の出席をもって成立し、会長が議長となる。

（4）総会の議決には、委任状を含む出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、4（6）①の本規約の変更または廃止は、委任状を含む出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（5）議決権は、一戸または一世帯につき一票とする。ただし、会費未納の場合は議決権

を有しないものとする。

(6) 総会の決議事項は、つぎのとおりとする。

- ①規約の変更または廃止
- ②決算（ただし、毎年3月末を決算期とする）および次年度予算の承認
- ③運営委員の選任、解任
- ④その他運営委員会が付議を必要と認めた事項

5（組織および運営）

会の円滑な活動・運営をはかるために運営委員会を置く。

- (1) 運営委員会は、行政機関・西武を含む外部との折衝、交流等において会を代表する。
- (2) 運営委員会は、年次総会において選出される運営委員により構成される。
- (3) 運営委員は10名を限度とし、運営委員会で必要に応じ定数を定める。
- (4) 運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 会長、副会長は運営委員の互選により選任する。
- (6) 会長は会務を統括し本会を代表する。会長不在の時は副会長が代行する。
- (7) 会長は、運営委員会において協議の上、総務、会計、広報および環境など運営委員の役割分担を決める。
- (8) 任期途中で運営委員が退任したときは、会長は運営委員会に諮って委員を補充することができる。当該退任・補充委員については、年次総会において報告し、追認を受ける。
- (9) 運営委員は、年次総会において当該年度の活動と会計および次年度の課題を総括して報告し説明をおこなう。
- (10) 運営委員会の中に個別分野の課題検討のため、分科会を設けることができる。分科会は運営委員によって構成されるが、必要に応じ外部有識者を加えることもできる。
- (11) 御宿台区を7ブロックに分割し、各ブロックを複数の班に分割する。
- (12) 各ブロックにブロック長各1名をおき、運営委員がその任にあたる。ただし、同一の運営委員が複数のブロック長を兼任することができる。ブロック長は、各ブロックの実情に応じて随時、副ブロック長を委嘱することができる。
- (13) 各班に班長各1名をおき、ブロック長がこれを委嘱する。ただし、班長が不在の班についてはブロック長又は副ブロック長がその任にあたる。
- (14) 班長は、班内の状況把握の任にあたり、ブロック長を通じて会との連絡調整に努めるほか、会が発行又は配布受託する刊行物を年数回班内の構成員に戸別配布する。

6（区長と区役員の推薦）

運営委員会は、会長を区長に、副会長を区長代理に選出する。会長は運営委員と協議して運営委員の中からその他の区役員を選出し、行政当局に推薦する。区長、区長代理及び区

役員の任期は行政当局の定めに従い、兼務する運営委員の任期内とする。

7（年度）

会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

8（会費）

会の組織運営費に充当するため、構成員より会費を徴収する。

9（運営費）

会の運営費は、会費と行政より受領する補助金等から支弁する。

10（報酬）

運営委員には報酬を支払う。

11（自主防災防犯会）

会の防災防犯活動のため、構成員をもって組織する自主防災防犯会を置く。

補則

1 会は平成12年3月11日の設立総会の決議をもって設立された。

2 建物を所有する法人については住宅所有者と同一の扱いとする。ただし、「ラビドール」は特別会員とし議決権は一票とする。

3 年会費は一戸または一世帯につき2千円とし、年度初めまたは入会時に徴収する。ただし、10月1日から3月31日までに入会した場合は、当該年度分は1千円とする。また、「ラビドール」については、別途取り決めた金額年4万円とする。

4 会費未納の場合は会報の発行その他の戸別配布又は郵送をしない。

5 行政から委嘱を受けた区長ほか区役員以外の運営委員に対しては、報酬として月額5千円を支払う。

附則

平成12年3月11日制定

平成13年3月17日一部改定

平成18年4月1日一部改定

平成21年4月1日一部改定

平成24年4月21日一部改定

平成25年4月20日一部改定

令和4年4月9日一部改定

令和5年4月29日一部改定